

監査結果に基づく措置通知

令和4年度財政援助団体等監査
(令和7年度報告分)

さぬき市監査委員

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2022（令和4）年度	結果No.	1
監査結果の区分	検討事項	対象組織	S A公社
指摘・意見等の項目	業務監査の実施について		
指摘・意見等の内容	<p>S A公社については、会社法の規程における大企業ではないため、定款において、監査役の権限は会計監査のみとしている。しかし、さぬき市からの指定管理事業も多く実施している事業所であり、常に不正を未然に防止できる体制を整えていただくことが必要ではないかと考える。</p> <p>会計監査のみならず、業務手順の整備・運用状況の業務監査も実施し、問題点の指摘や解決策の助言を行うなど、組織の健全な運営を図っていただけるよう、早期の導入を望むものである。</p>		

指摘又は意見等に対する措置等

措置通知日	令和8年3月31日
所管課等	建設経済部商工観光課 株式会社さぬき市S A公社
措置内容等	<p>株式会社S A公社の定款に定めている監査役の権限について、令和6年11月22日開催の役員会において、これまでの会計に関する事項についてのみの権限を改め、監査の範囲を会計に関するものに限定しない旨に変更している。</p> <p>そのため、監査役に会計監査だけでなく、業務手順の整備・運用状況の業務監査が実施できることとなったことから、業務に関しても助言をいただきながら法令違反等、不備が無いように努め、組織の健全な運営に取り組んでいる。</p> <p>また、引き続きさぬき市商工観光課とも定期的に運営及び施設管理状況について情報共有し、問題等があれば速やかな対応に努めている。</p>